入湯税 特別徴収のしおり



渋川市 税務課

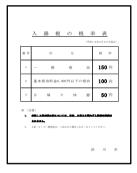
(令和6年3月作成)

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税され る税金です。鉱泉浴場とは、原則として温泉を利用する浴場 をいいます。入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理 施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並 びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用 に充てられます。

- 納税義務者 入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。ただし、次に掲 げる者からは入湯税を徴収しません。(課税免除P5参照)
 - (1) 年齢12歳未満の者
 - (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - (3) 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)をいう。)が行う 修学旅行の児童、生徒及び引率者
 - (4) 公益上その他の事由により規則で定めるもの

税 來



入湯税の税率表 (入湯客1人1日)

一般宿泊	150円	1泊2日の場合
基本宿泊料金 6千円以下の 宿 泊	100円	これを1日とします。
日帰り休憩	50円	

▶徴収の方法

入湯税は、(ホテル・旅館・寮・保養所・民宿・ペンション・日帰り温泉センタ - 等に類する鉱泉浴場の経営者等、市が指定した**特別徴収義務者**(P2参 照)が)入湯客から直接徴収する方法で徴収していただきます。(これを**特別** 徴収といいます。)

申告と納入

特別徴収義務者(P2参照)は、毎月15日(15日が休日の場合は翌開庁 日)までに、前月1ヶ月間の入湯客数、課税標準額、その他必要事項を記 載した「入湯税納入申告書」(P36)を市長に提出し、その納入金を「入湯 税納入書」(P3(7))によって納めていただきます。ただし、納期限(毎月15日 又は翌開庁日)を過ぎると、納期限の翌日から納付の日まで延滞金が加算 されますのでご注意ください。

(電子申告や電子納付もご利用いただけます。ご利用方法については、 eLTAX(地方税ポータルシステム)ホームページをご確認ください。なお、電 子申告には「入湯税納入申告書」の電子データの添付が必要です。(PDF 形式添付可))

※ 渋川市ホームページ掲載の「申告システムエクセルファイル」で入湯税 納入申告書を作成後、PDF形式に出力してご利用ください。 (渋川市トップ>暮らし・手続き>税金>市税について>入湯税)

)納入取扱い

納入は、渋川市役所又は各行政センター、若しくは下記の収納取扱金融 機関へお願いいたします。

(電子納付もご利用いただけます。ご利用方法については、eLTAX(地方 税ポータルシステム)ホームページをご確認ください。)

•群馬銀行

- •北群馬信用金庫
- 赤城橘農業協同組合
- •北群渋川農業協同組合
- •足利銀行
- ぐんまみらい信用組合

•利根郡信用金庫

- •東和銀行
- •中央労働金庫

収納取扱 金融機関

入湯税 特別徴収 義務者

ホテル・旅館・寮・保養所・民宿・ペンション・日帰り温泉センター等に類する鉱泉浴場の経営者は、はじめに「経営申告書(入湯税)」を市(税務課)へ提出し、「特別徴収義務者」の指定を受けます。

特別徴収義務者は、入湯客から直接入湯税を徴収していただき(特別徴収)、翌月市に納めていただきます。

2



経営申告書(入湯税)

鉱泉浴場を経営する際、経営者から提出していただくものです。 添付資料 1「公衆浴場営業許可証」の写し

(保健所長が許可したもの)

2「温泉利用許可証」の写し

(保健所長が、浴槽ごとに許可したもの全て)

既に特別徴収義務者の指定を受けている法人が、会社分割等で特別徴収義務者を変更する場合、上記2「温泉利用許可証」の写しに代えて、3及び4の添付が必要です。

- 3「旅館業営業承継承認書」の写し
 - (保健所長が許可したもの)
- 4「履歴事項全部証明書」の写し
 - (分割後の法人のもの、法務局発行)

3



入湯税特別徵収義務者指定通知書

「経営申告書」の提出を受けて、市が審査を行い、入湯税の特別徴収義務者として指定が決定した場合、「入湯税特別徴収義務者指定通知書」とともに、④の「入湯税特別徴収義務者証」をお渡しいたします。

4

別記様式第67号の2(第42条関係)	
入湯税特別徵	収義務者証
施 設 の 所 在 地 (経営場所)	
特別徴収義務者住所(所在地)	
特別 微収義 務者氏名 (名称及び代表者氏名)	
特別徵収義務者指定番号	第 号
上記の者は当市が指定した入湯税	の特別徴収義務者である。
毎 月	H
油	训市長
当市の入湯税は次のとおりです。	
一般宿泊	150円
基本宿泊料金6,000円以下の7	留 泊 100円
日帰り休憩	50円

入湯税特別徴収義務者証

「入湯税特別徴収義務者証」は、入湯客が入湯税を納める際、施設が入湯税の特別徴収義務者であることを確認するためのものです。

- ◎「入湯税特別徴収義務者証」は、カウンター上部等のよく見える場所へ必ず提示してください。
- ◎この「入湯税特別徴収義務者証」は、休業等の異動申告の際には本書を返却していただくことになっています。

紛失等しないよう、充分気をつけてください。

(5)



入湯税徴収原簿

この原簿へは、毎日の入湯客数等を月ごとに記載してください。内容は、一般宿泊・基本料金6千円以下の宿泊・日帰り休憩・12歳未満等課税免除の4項目としてください。毎月提出をしていただく、⑥「入湯税納入申告書」の基となるものです。この原簿は、提出の必要はありませんが、記載の日から1年間は保存しなければならないことが、渋川市税条例で定められています。

6

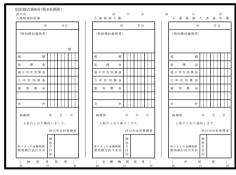


入湯税納入申告書 (翌月15日までに提出)

この申告書は、⑤の「入湯税徴収原簿」を見ながら作成してください。 1ヶ月間の、1日ごとの入湯客数を、一般宿泊・基本料金6千円以下の 宿泊・日帰り休憩・12歳未満等課税免除の4項目で分けて記入してく ださい。下欄へは、それぞれの項目ごとの合計人数を記入(12歳未満 等課税免除の合計人数は、記入の必要はありません。)し、それぞれの 税率で計算し、税額を記入してください。課税標準の合計人数と税額 の合計も記入してください。

この申告書は、翌月の15日(15日が休日の場合は翌開庁日)までに、本庁税務課又は最寄りの行政センターへ提出してください。

7



入湯税納入書・領収証書・納入通知書 (翌月15日までに納入)

- ・この納入書は、⑥の「入湯税納入申告書」申告内容により作成してください。
- ・3部とも同じ内容で記入してください。
- ・納期限は、翌月の15日(15日が休日の場合は翌開庁日)です。実際の申告・納付が期限後だったとしても、規定の納期限を記入してください。
- ・納入は、本庁納税課又は最寄りの行政センター、若しくは 収納取扱金融機関(P1)へお願いいたします。

特別徴収義務者の各種変更手続き

8



異動申告書(入湯稅)

当初提出をした、②「経営申告書(入湯税)」の内容に変更が生じた場合には、すみやかに変更届③「異動申告書(入湯税)」を提出してください。

休業・廃業の場合も同申告書を提出してください。

なお、異動の内容によっては、**④**「入湯税特別徴収義務者証」を返却してください。

※ 変更の内容により、②「経営申告書(入湯税)」を提出していただく場合もありますので、渋川市役所税務課(連絡先P6)へご連絡ください。

4



入湯税特別徴収義務者証(本書を返却)

当初、②「経営申告書(入湯税)」を提出いただいた際に渋川市から交付したものですが、休業や廃業の場合及び記載内容が変更になる場合には返却をしていただきます。③「異動申告書(入湯税)」を提出される場合には必ず本書を返却してください。紛失等の場合は⑨「入湯税特別徴収義務者証紛失報告書」を提出してください。

9



入湯税特別徴収義務者証紛失報告書

④「入湯税特別徴収義務者証」を紛失等により返却できない場合には、この書類を提出していただきます。「提出年月日」は必ず⑧「異動申告書(入湯税)」の申告日と同日としてください。

10

4905567	位所(所在地)			
	具名(名称及び 代表者(2名)			
	2600年別は収収設 月 日	中の治定が	AT IS	したので遷和します。
		3000b	具	
解除年月	E	#	Я	H
解除の欄目	ii			

入湯税特別徴収義務者指定解除通知書

入湯税の特別徴収義務者の指定が解除されますと、渋川市からこの通知書を郵送させていただきます。休業又は廃業に伴い、住所等が変更となる場合には、必ず郵送先を申し出てください。

様式の①.②.⑤.⑥.⑦.⑧.⑨は、税務課に用意がありますので、必要な場合はご連絡ください。(連絡先はP6)

様式の③.④.⑩は、渋川市から各特別徴収義務者さんへ交付・発行させていただくものです。

入湯税課税免除について

入湯税の課税免除については、市の税条例や規則等でその範囲が 定められています。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 学校教育法に規定する学校が行う、修学旅行の児童、生徒及び引率者
- (3) 国民スポーツ大会実施期間中の選手、役員
- (4) 全国高校総体実施期間中の選手、役員
- (5) 全国中学校体育大会実施期間中の選手、役員
- (6) 特に市長が必要と認めるもの

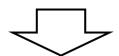
(例:関東大会以上の規模のスポーツの大会期間中又は強化合宿期間中の選手・ 役員・監督・引率者)

課税免除のためには、(1) \sim (5) については書類提出等の必要はありませんが、 (6) については事前に市へ書類を提出していただき、審査を受けて、課税免除が決定されていなければなりません。事後の手続きはできませんのでご注意ください。

● もしも、宿泊先へ課税免除の申し出や相談等があった場合には、 相談者から 渋川市役所 税務課 庶務・諸税係(22-2113 ダイヤルイン)へ すみやかに連絡するようお伝えください。



- (6)について、手続きが終了して、**課税免除が決定した場合**には、 市役所(税務課)から**宿泊先へも電話にてご連絡**させていただきます。 「○○○の宿泊について、入湯税の課税を免除とします。対象は、 選手・監督・引率・役員等です。保護者等は対象外です。」 等です。
 - $((1) \sim (5)$ については、適宜聞き取り等により免除してください。)



● 課税免除団体を受け入れた特別徴収義務者さんは・・・ ⑥「入湯税納入申告書」提出の際に、右欄の「12歳未満等課税免除」へ該当人数を必ず記入し、提出してください。

参考

渋川市 入湯税課税免除の手続きの流れ(スポーツの大会等の場合)

◆ 大会主催者が市(税務課)へ申請書を提出(旅行会社等の代行も可)

┌┌「入湯税免除申請書」

必要書類

大会委員長名で、市長宛のもの、大会名・大会実施期間・宿泊期間・利用旅館名(利用人員・配宿表等)を記入してください。

□「大会要綱」

大会要綱は、趣旨目的・主催者・主管・後援協賛・期日・会場等の確認に 必要ですので、必ず提出してください。



● 書類審査

○ 審査には時間がかかりますので、宿泊日の5日前(土・日・祝祭日を除く) までに書類を提出してください。



- ◆ 大会主催者等(含申請代行者)及び宿泊先への連絡
 - 免除の決定等については、書類提出者へ、電話にて連絡をさせていただきます。 「申請の件は、課税免除とします。宿へもこちらから連絡します。」等
 - 同時に、宿泊先へも市から電話にて連絡をさせていただきます。 「○○の件について、入湯税の課税を免除とします。対象は、選手・監督・引率・役員です。保護者等は対象外です。」等

入湯税は 特別徴収義務者さんが 温泉施設の利用者さんから 直接おあずかりいただき 市に納めていただくものです。 申告と納入(翌月)については 必ず期限を守っていただきますよう お願いいたします。

お問い合わせ 渋川市役所 税務課 庶務・諸税係 ☎ 0279-22-2113 (ダイヤルイン)

